

**蓮沼海浜公園における「整備等の基本的な考え方」策定業務
委託業者 募集要項（プロポーザル方式）**

1 業務名

蓮沼海浜公園における「整備等の基本的な考え方」策定業務

2 業務内容

「蓮沼海浜公園における「整備等の基本的な考え方」策定業務 特記仕様書」に記載のとおり

3 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 物品等一般競争入札参加資格者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) この公告の日から決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年施行）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成23年施行）に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (6) この公告の日から決定の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (7) 過去10年以内に、以下のいずれかの業務実績を有すること。
 - ①Park - PFI 事業に関連する業務委託
 - ②民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく事業で、第2条第1項第1号 公園、同条同項第4号 観光施設に関連する業務委託
 - ③都市公園法第2条第2項の公園施設に関する事業で、官民連携に関連する事業の業務委託

5 応募期限等

- (1) 応募期限 令和4年6月22日(水)午後5時(必着)
- (2) 応募方法 持参又は送付(FAX、メールでの応募は不可)
- (3) 提出物 提案書類一式(正本1部、副本9部)
「7 応募書類」に沿って作成すること。
- (4) 提出先 「12 問合せ先・提出先」のとおり

6 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、第8号様式を用いて提出すること。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。(メール又は郵送)
- (2) 受付期限：令和4年6月1日(水)から令和4年6月8日(水)午後5時まで
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。
なお、質問内容によっては、回答しないことがある。
- (4) 回答期限：令和4年6月10日(金)(予定)
- (5) 質問先：「12 問合せ先・提出先」のとおり。

7 応募書類

- (1) 提出書類一式は次の通りとし、サイズはA4版(A3折込み可)とする。
 - (第1号様式) 業務委託申込書
 - (第2号様式) 法人等概要書
 - (第3号様式) 業務実績書
 - (第4号様式) 業務実施体制計画書
 - (第5号様式) 企画提案書
 - (第6号様式) 経費見積書(押印省略)
 - (第7号様式) 誓約書
- (2) 提出部数 正本1部、副本9部(コピー可)

8 審査・選考方法

- (1) 選考委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案者を選考する。
- (2) 選考委員会は、令和4年6月29日(水)に実施する。なお、実施の詳細については、企画提案者に別途通知する。
 - ・発表時間 プレゼンテーション15分(パワーポイント可) 質疑応答10分程度
※ただし、プレゼン時間は短くなる可能性があります。(別途通知)
 - ・発表資料 パワーポイントデータ及びプリントアウト9部を発表当日に持参し提出
- (3) 審査基準
以下の審査項目により総合的に評価し選考する。
※評価方針 実績及び的確性、実現性、独創性の観点から評価するものとする。

ア. 実績評価（25点）

審査項目		審査内容	
企業	実績	過去10年	<ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFI 事業 業務委託 ・PFI 事業 業務委託 ・公園に関連する官民連携事業 業務委託
			過去10年
配置技術者	業務精通度	過去10年	

イ. 業務実施方針評価（20点）

審査項目	審査内容
本委託業務の実施方針	・今回の委託業務についての理解度
重要事項の指摘	・今回の委託業務を進めるにあたり重要となるポイント
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な実施体制となっているか ※各担当者の人員配置計画
実施工程計画	・年間を通してやるべきことが網羅されているか

ウ. 技術評価（50点）

審査項目	審査内容
テーマ① 蓮沼海浜公園の現状 及び課題の整理	蓮沼海浜公園の現状・課題と官民連携に向けた課題について ※公園の特性を捉えているか
	民間事業者へのアンケート実施方法の提案
テーマ② 検討会議の運営	検討会議の開催方法についての提案 ※多様な意見を吸上げる手法 等
テーマ③ 基本的な考え方の策 定（提案）	公園のコンセプトについての提案
	コンセプトを実現するための事業スキームについての提案
	コンセプトを実現するための管理運営体制のあり方への提案
テーマ④ サウンディング準備	本事業の与条件整理や、アイデアを出してもらうための工夫 についての提案

エ. 価格評価（5点）

審査項目	審査内容
業務委託費	委託料の上限に対する見積価格の評価 （委託業務の業務内容ごとに委託費を算出すること） ※上限額を超えた提案は失格とする

(4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

9 委託契約

選考により決定した提案書の提出者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日(金)

(2) 委託料の上限

15,000千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 契約に当たっての主な留意事項

- ア 提案書の提出及び選考委員会の開催は提案内容及び応募者の審査・選考のためのものであること。また、選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
- イ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- ウ 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 「4 応募資格」のない者。
- イ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- ウ 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- エ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- カ 金額、所在地、氏名、印影の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- キ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。
- ク 委託料の上限額を上回る場合

11 その他

- ア 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示する場合がある。
- エ 提出された書類等を必要に応じて複写することがあるが、使用は文書館内及び選考委員会での検討に限る。
- オ 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 問合せ先・提出先

千葉県県土整備部都市整備局 公園緑地課 県立公園室 担当

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-3930

FAX：043-222-6447

E-mail kouen1@mz.pref.chiba.lg.jp

参考資料—1 施設概要



施設名	施設概要
水の広場区域	約72,400㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石、木橋 等 景石、踏み石、池、流れ、植栽地、芝生地、展望台、あずまや、 ボートハウス 等
休養施設	パーゴラ、ベンチ、テーブル 等
遊戯施設	遊戯器具
運動施設	サイクリングロード
便益施設	駐車場、便所、時計塔 等
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
テニスガーデン区域	約41,100㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等
休養施設	パーゴラ、ベンチ、テーブル 等
運動施設	サイクリングロード
便益施設	時計塔 等
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス（テニスコートのフェンスを除く）、外柵、車止め等
蓮池区域	約18,500㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石、橋 等 池、景石、踏み石、流れ、八つ橋、植栽地、芝生地 等
休養施設	パーゴラ、ベンチ、テーブル 等
運動施設	サイクリングロード
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
第1駐車場区域	約24,300㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等
休養施設	休憩所、ベンチ、テーブル 等
便益施設	便所
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
ウォーターガーデン区域	約61,700㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等
運動施設	サイクリングロード
野球場区域	約8,800㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等
休養施設	パーゴラ、ベンチ 等
運動施設	野球場、サイクリングロード
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め、倉庫 等
第2駐車場区域	約10,500㎡
園路・広場 修景施設	舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等
運動施設	サイクリングロード
理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等

施設名	施設概要
いこいの広場地区	約39,700㎡
園路・広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 便益施設 運動施設 管理施設	橋、舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等 野外スタンド、レストコーナー、パーゴラ、ベンチ、野外卓 等 ウッドステーション（木製遊具）他 便所、駐車場、案内板、時計塔 等 サイクリングロード 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
子供の広場地区	約54,500㎡
園路・広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 便益施設 運動施設 管理施設	橋、舗装、縁石 等 植栽地、芝生地、展望塔 等 シェルター、ベンチ 等 滑り台等各種遊戯器具 便所、駐車場、時計塔 サイクリングロード 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
第3駐車場地区	約7,900㎡
園路・広場 修景施設 便益施設 運動施設 管理施設	舗装、縁石 等 植栽地、芝生地 等 駐車場、案内板 等 サイクリングロード 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
南浜スポーツ広場区域 (サッカー場 他)	約20,700㎡
園路・広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 便益施設 運動施設 管理施設	舗装、縁石、橋 等 植栽地、芝生地 等 パーゴラ、ベンチ 等 ウッドステーション（木製遊具）他 便所、案内板、ごみ入れ、灰皿 等 サイクリングロード、サッカー場、ローラースケート場 等 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
南浜スポーツ広場区域 (テニスコート)	約15,000㎡
園路・広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 便益施設 管理施設	舗装、縁石、橋 等 植栽地、芝生地 等 パーゴラ、ベンチ 等 ウッドステーション（木製遊具）他 便所、案内板、ごみ入れ 等 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等
保安林内園路	約5,500㎡
園路・広場	舗装、縁石 等
保安林内ミニ・トレーンの敷地	約2,500㎡
ミニ・トレーンの軌道敷（構造物限界内）	水路横断橋、軌道床砕石及びコンクリート、軌道敷法面の保護施設等

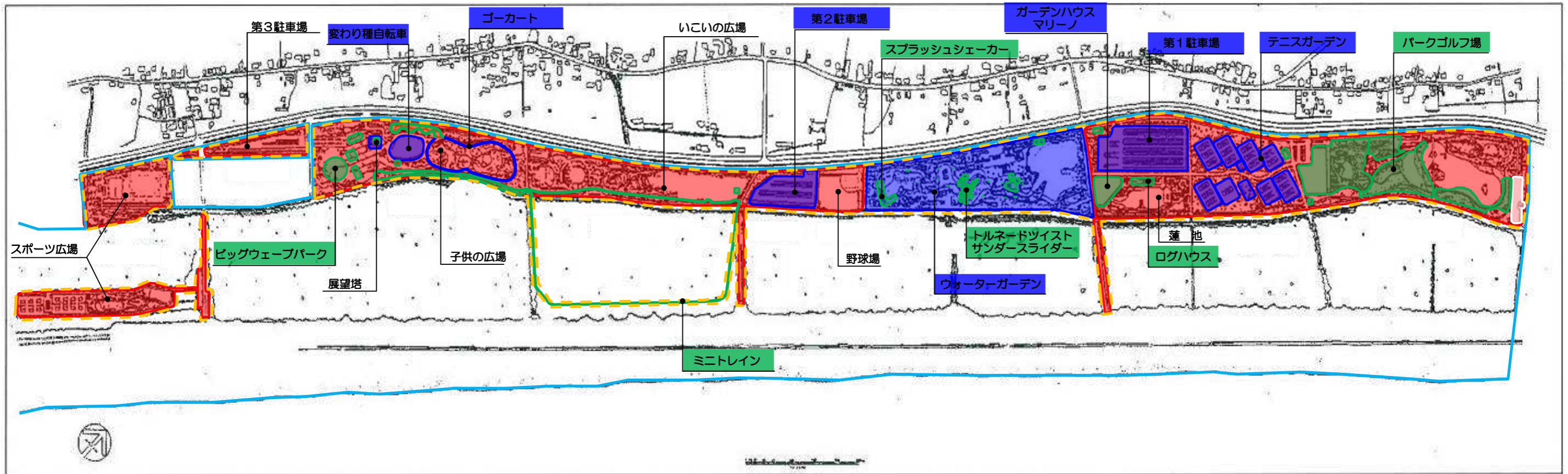
参考資料—2 都市公園法第5条第1項の許可を受け設置・管理している施設



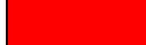
施設名		区分	面積・数量
排水機場（調整池を含む）		管理者管理	2,584 m ²
パークゴルフ場（水の広場）		設置許可	12,392 m ²
車庫（ガーデンハウス）		設置許可	42 m ²
サイクルセンター（テニスガーデン）		設置許可	78 m ²
ガーデンハウスマリーノ（蓮池）		設置許可	2,804 m ²
ログハウス木造 3棟（蓮池）		設置許可	183 m ²
案内標識（マリーノ）		設置許可	2 m ²
案内標識（第1駐車場）		設置許可	2 m ²
ウォータースライド類（ウォーターガーデン）		設置許可	476 m ²
幼児向け複合プール（ウォーターガーデン）		設置許可	483 m ²
ミニ・トレーン（いこい、子供広場、保安林等）		設置許可	529.67 m ²
ビッグウェーブパーク（子供広場）		設置許可	1,256 m ²
バッテリーカー（展望棟前広場）		設置許可	347 m ²
ゴーカートコース（子供の広場）		設置許可	2,009 m ²
キッズジム（子供の広場）		設置許可	27 m ²
エア遊具（子供の広場）		設置許可	356 m ²
テニスコート 20面（壁打込み）		管理許可	17,063 m ²
休憩所（テニスガーデン）		管理許可	160 m ²
キュウビクル（テニスガーデン）		管理許可	26.88 m ²
小体育館（テニスガーデン）		管理許可	979 m ²
第1駐車場		管理許可	17,840 m ²
ウォーターガーデン全域		管理許可	61,000 m ²
第2駐車場		管理許可	7,570 m ²
ゴーカートコース（子供の広場）		管理許可	1,760 m ²
変わり種自転車広場（子供の広場）		管理許可	4,098 m ²
シェルター 2棟（子供の広場）		管理許可	50 m ²
展望塔 1階	自転車収納庫	管理許可	292.72 m ²
	管理室	管理許可	20.84 m ²
	更衣室	管理許可	9.16 m ²
	食堂	管理許可	62 m ²
	倉庫B	管理許可	28 m ²
展望塔 2階	休憩室兼展示室	管理許可	169 m ²
	テラス3ヶ所	管理許可	117 m ²

※自動販売機、券売機、建築設備などの施設は記載省略

	都市計画決定区域	A=170.1ha
	供用開始区域	A=38.3ha

蓮沼海浜公園平面図



	設置許可エリア
	管理許可エリア
	指定管理エリア

※検討するエリアは都市計画決定された公園のエリア全てとする